

<p style="text-align: center;"><b>国家税务总局 国家外汇管理局 关于服务贸易等项目对外支付税务备案 有关问题的补充公告 国家税务总局 国家外汇管理局公告2021年第19号</b></p> <p>为深入贯彻落实中办、国办印发的《关于进一步深化税收征管改革的意见》，促进深化“放管服”改革，打造市场化法治化国际化营商环境，促进贸易投资自由化便利化，切实为群众办实事，现对《国家税务总局 国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告》（国家税务总局国家外汇管理局公告 2013 年第 40 号发布，国家税务总局公告 2018 年第 31 号修改）补充公告如下：</p> <p>一、境内机构和个人（以下称备案人）对同一笔合同需要多次对外支付的，仅需在首次付汇前办理税务备案。</p> <p>二、下列事项无需办理税务备案：</p> <p>（一）外国投资者以境内直接投资合法所得在境内再投资；</p> <p>（二）财政预算内机关、事业单位、社会团体非贸易非经营性付汇业务。</p> <p>三、备案人可以通过以下方式获取和填报《服务贸易等项目对外支付税务备案表》（以下简称《备案表》）：</p> <p>（一）通过电子税务局等在线方式填报；</p> <p>（二）从各省、自治区、直辖市和计划单列市税务局官方网站下载并填报；</p> <p>（三）在主管税务机关办税服务厅领取并填报。</p> <p>四、备案人选择在电子税务局等在线方式办理备案的，应完整、如实填写《备案表》并提交相关资料。备案人完成备案后，可凭《备案表》编号和验证码，按照外汇管理相关规定，到银行办理付汇手续。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家税務総局 国家外貨管理局： サービス貿易等項目對外支払に係る 税務備案関連問題に関する追加公告 国家税務総局 国家外貨管理局公告 2021 年第 19 号</b></p> <p>中国共産党中央委員会弁公庁・國務院弁公庁が印刷・公布した《税収徴収管理改革のさらなる深化に関する意見》を深く徹底・実行し、「放管服（行政簡素化および権限委譲・開放および管理の結合・サービス合理化）」改革を促進・深化させ、市場化・法治化・国際化されたビジネス環境を構築し、貿易・投資の自由化・利便化を促進し、人々のための実務を適切に行うため、ここに《国家税務総局 国家外貨管理局：サービス貿易等項目對外支払に係る税務備案関連問題に関する公告》（国家税務総局 国家外貨管理局公告 2013 年第 40 号にて公布、国家税務総局 2018 年第 31 号にて改定）について、以下の通り追加で公告する：</p> <p>一、国内機構および個人（以下、備案者）が同一の契約について對外支払を複数回行う必要がある場合、初回の外貨支払前のみ税務備案手続きが必要である。</p> <p>二、下記の事項は、税務備案手続きが不要である：</p> <p>（一）外国投資家の国内直接投資に係る合法的所得による国内再投資；</p> <p>（二）財政予算内の機関・事業単位・社会団体の非貿易・非経営性外貨支払業務。</p> <p>三、備案者は、下記の方式を通じて《サービス貿易等項目對外支払税務備案表》（以下《備案表》）を取得および記入・報告することができる：</p> <p>（一）電子税務局などを通じてオンライン方式で記入・報告；</p> <p>（二）各省・自治区・直辖市および計画単列市の税務局の公式ウェブサイトからダウンロードして記入・報告；</p> <p>（三）主管税務機関の税務サービス庁において取得して記入・報告。</p> <p>四、備案者は、電子税務局などのオンライン方式による備案手続きを選択した場合、《備案表》を完全・事実通りに記入し、併せて関連資料を提出しなければならない。備案者は、備案の完了後、《備案表》の番号および認証コードにより、外貨管理関連規定に基づき、銀行において外貨支払手</p>
---	---

<p>五、备案人选择在办税服务厅办理备案的，对于提交资料齐全、《备案表》填写完整的，主管税务机关无需当场进行纳税事项审核，应在系统录入《备案表》信息、生成《备案表》编号和验证码。备案人可凭《备案表》编号和验证码，按照外汇管理相关规定，到银行办理付汇手续。</p> <p>六、本公告自发布之日起施行。《国家税务总局 国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告》（国家税务总局 国家外汇管理局公告 2013 年第 40 号发布，国家税务总局公告 2018 年第 31 号修改）第一条第二款、第二条第二款、第五条、第六条、第七条、第八条、第十条和附件 2 同时废止。</p> <p>特此公告。</p> <p>国家税务总局 国家外汇管理局 2021年6月29日</p>	<p>続きを行うことができる。</p> <p>五、備案者が税務サービス庁における備案手続きを選択した場合、提出資料が揃っており、《備案表》の記入が完全である場合、主管税務機関は、その場で納税事項の審査を行う必要がなく、システムに《備案表》の情報を登録し、《備案表》の番号および認証コードを発行しなければならない。備案者は、《備案表》の番号および認証コードにより、外貨管理関連規定に基づき、銀行において外貨支払手続きを行うことができる。</p> <p>六、本公告は、公布日より施行する。《国家税務総局 国家外貨管理局：サービス貿易等項目對外支払に係る税務備案関連問題に関する公告》（国家税務総局 国家外貨管理局公告 2013 年第 40 号にて公布、国家税務総局 2018 年第 31 号にて改定）の第一条第二項・第二条第二項・第五条・第六条・第七条・第八条・第十条および付属文書 2 は、同時に廃止する。</p> <p>特にここに公告する。</p> <p>国家税務総局 国家外貨管理局 2021年6月29日</p>
--	---